

一般財団法人岐阜県バスケットボール協会
業務委託規程

第1条〔趣旨〕

本規程は、一般財団法人岐阜県バスケットボール協会（以下「本協会」という。）及び本協会の部、委員会等の内部組織が、外部の団体に業務を委託するために必要な事項を定めることを目的とする。

第2条

業務の委託とは、事業等の運営を任すことである。

第3条

業務委託をするに際して、契約書を締結する。

第4条

委託契約書は、理事会の承認を得るものとする。

第5条

委託契約者は、本協会は会長、相手先はその団体の長を原則とする。

第6条

委託に際しては相手団体が、十分信用できるかを調査（登記簿、過去の実績等）し、理事会に報告すること。

第7条

委託相手に、当該委託事業の見積書を求めること。

第8条

- (1) 委託相手に委託事業終了1ヶ月以内に決算書を提出させ、必ず理事会に報告すること。
- (2) 委託事業が年度をまたがるときは、年度ごとに事業報告書と決算書を提出し、必ず理事会報告すること。

第9条〔本規程の改廃〕

この業務委託規程の改廃は、理事会の議決に基づきこれを行うものとする。

第10条〔施行〕

本規程は、令和5年6月15日から施行する。